やってみよう！ リスクアセスメント 導入しよう！

建設業編

平成１８年４月の改正労働安全衛生法の施行により、建設業の事業者は危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施し、その結果に基づいて検討した災害防止対策を実施することにより、未然に労働災害を防ぐことが努力義務事項とされました。

●リスクアセスメントとは…

●工事現場や作業場等における**危険性又は有害性（ハザード）**を**特定**し、
●**労働災害の重篤度（災害の程度）**とその**災害が発生する可能性（頻度）**の度合を組み合わせて**リスクを見積り**、
●リスクを低減するための対策の**優先度**を決めた上で**リスク低減措置等**を検討し、
●**優先度**に対応した**リスク低減措置等**を実施し、
●その**結果**を**記録**する

一連の手法をいいます。

●リスクアセスメントの目的とは…

従来の労働災害防止対策は、同種、類似災害の再発防止対策を確立し、工事現場、作業場等に徹底していく**アプローチ型**の手法でした。しかし、労働災害が発生していない工事現場、作業場等であっても、**潜在的な危険性や有害性**は存在しており、これらの**危険性を事前に摘み取ること**を重点的に行うことが重要です。

このため、**職場の全員が参加**し、工事現場、作業場等にある**危険の芽（リスク）**とそれに対する**実情を知る**ことにより、労働災害に至る危険性と有害性を事前にできるだけ**除去**し、**労働災害が生じないような快適な職場の実現**を目的としています。

●リスクアセスメントの必要性とは…

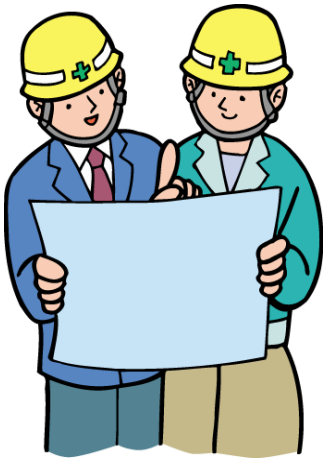

1　**災害発生要因を事前に排除する方法であるため、職場のリスクが明確になります**
2　**安全対策の合理的な優先付けが可能となるため、費用対効果が向上します**
3　**安全配慮義務（危険予知の義務、結果回避の義務）の履行に不可欠な方法です**
4　**「説明責任」を全うする上で不可欠な方法です**
5　**作業者の直接的な判断を活用するので職場の安全レベルが向上します**
6　**管理監督者と作業者との危険に対する認識を共有できます。**
7　**残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります**
8　**職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります**

●リスクアセスメントの導入までの流れは…

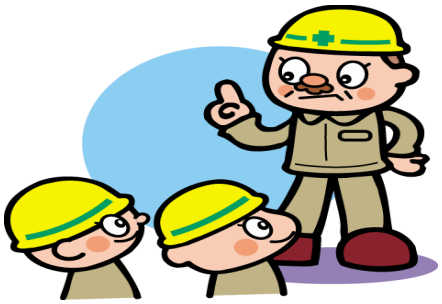

1 経営トップの「リスクアセスメントを導入する」方針の表明

2 リスクアセスメント実施体制の整備

（1）店社における実施体制等

統 括 管 理 者 ⟹ 総括安全衛生管理者、事業場トップ等事業の実施を統括管理する者
実 施 責 任 者 ⟹ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の安全衛生スタッフ
労働者の参画 ⟹ 安全衛生委員会等の場
専門知識習得者 ⟹ 機械、設備等のメンテナンス等の管理者等専門的な知識を習得している者

（2）工事現場、作業場等における実施体制等

統 括 管 理 者 ⟹ 統括安全衛生責任者又は現場所長、現場代理人等工事現場、作業場等を統括管理する者
実 施 責 任 者 ⟹ 職長、安全衛生責任者、作業主任者等の安全衛生スタッフ
労働者の参画 ⟹ ＫＹミーティング等の場
専門知識習得者 ⟹ 機械、設備等のメンテナンス等専門的な知識を習得している者

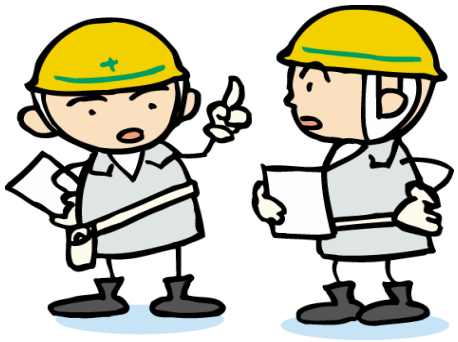

3 「リスクアセスメント導入（推進）計画」の策定

（1）導入までの期間の設定

例：１年目は責任者・担当者の育成・教育
２年目は試行現場、作業場等によるトライアル
３年目を水平展開による完全導入。

① 責任者・担当者の育成・教育
教育機関等の実施する研修会、事業場内での教育について、受講者、実施時期を整理しておく。

② 試行工事現場、作業場等によるトライアル
トライアルの時期は、あらゆる問題点を洗い出す時期なので、実施体制、リスクの見積りの方法、リスクアセスメントシート等につき、問題点の十分な洗い出しを行う。

③ 水平展開による完全導入
水平展開を行う際、試行現場、作業場以外の部署の斉一的実施を図るため、その実施期間を定め、実施状況を統括管理者及び実施責任者が管理する。
実施期間は、リスクアセスメントの完全定着が第一であるので、無理な期間は設定しない。

（2）リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の決定

4 導入後の留意事項

リスクアセスメントは、一回で終わるものではないので、次の時期には実施する必要があります。

（1）店社における実施時期

- 各年度の安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定時又は変更時
- 設備を新規に採用し、又は変更するとき
- 新たな工法、新たな技術を新規に採用するとき
- 労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題がある場合
- 法令の改正等により実施の必要が生じたとき

（2）工事現場、作業場等における実施時期

- 工事計画、施工計画の策定時又は変更時
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき
- 労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題がある場合
- 事業場内外における労働災害情報等から、当初予定していなかった危険性又は有害性が判明した場合

●リスクアセスメントの取り組み方法は…

リスクアセスメントを実施する場合の実施ステップは、次のとおりとなります。

ステップ１
実施する工事、工種、作業内容等の決定

実施する工事、工種、作業内容等を決定しましょう

ステップ２
情　報　の　入　手

工事計画書、施工計画書、作業手順書、ＫＹミーティング記録、ヒヤリ・ハット事例、取扱説明書等の情報を入手し、整理しましょう

ステップ３
危険性又は有害性の特定

作業手順書等、入手した情報をもとに、危険性又は有害性について、労働災害に至る流れを想定しながら、具体的に特定しましょう

ステップ４
リ　ス　ク　の　見　積　り

労働災害の重篤度（災害の程度）と労働災害が発生する可能性（頻度）の度合いを組み合わせて、リスクの大きさを見積りましょう

ステップ５
リスクの除去・低減措置の検討

リスクの見積りの結果、優先度が高いと評価されたリスクから、リスクアセスメントの実施責任者が中心となって、リスクの除去、低減措置を検討します

ステップ６
リスクの除去・低減措置の実施

検討したリスクの除去・低減措置について、確実に実施しましょう

ステップ７
実施状況の記録と見直し

リスクアセスメントの実施状況について記録を確実に保存するとともに、さらなる改善が必要かどうか、見直しを行いましょう

●リスクアセスメントの見積りの方法は…

「危険性又は有害性の特定」で特定された危険性又は有害性について、労働災害の重篤度（危険性又は有害性によって発生する、想定される最も大きな負傷又は疾病の**重篤度**）と労働災害が発生する可能性（労働者が危険性又は有害性に近づく**頻度**）等によってリスクを見積ります。

リスクの見積りの方法には様々な手法がありますが、代表的な方法として次の３つの手法があります。

①マトリクスを用いた方法
②数値化による方法
③枝分かれ図を用いた方法

●リスクアセスメントの低減措置の検討及び実施は…

リスクの見積りの結果、優先度が高いと評価されたリスクからリスクの除去、低減措置を検討します。

リスク低減措置は、**法令で定められた事項がある場合にはそれを必ず実施する**とともに、次に掲げる優先順位で検討し、実施することが重要です。

高

リスク低減措置内容の検討の優先順位

法令で定められた事項の実施	労働安全衛生法等法令で定められた事項がある場合は、必ず実施します
①危険な作業等の廃止、変更	より安全な施工方法への変更等設計や計画の段階から、危険性又は有害性を低減します
②工学的対策	①の措置で除去し切れなかった危険性又は有害性に対し、ガード、インターロック、安全装置の設置等工学的な対策を実施します
③管理的対策	①②の措置で除去し切れなかった危険性又は有害性に対し、作業標準、マニュアルの整備、立入禁止措置等管理的な対策を実施します
④個人用保護具の使用	①②③の措置で除去し切れなかった危険性又は有害性に対し、呼吸用保護具等の使用を義務付けます

低

リスクアセスメントの危険有害要因について、次のようなモデルが厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考としてください。

- ●型枠大工工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- ●鉄筋工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- ●電気工事業のための危険有害要因の特定標準モデル
- ●管工事業のための危険有害要因の特定標準モデル

●リスクアセスメントの実施状況の記録と見直しは…

リスクアセスメントを行い、リスク低減措置を実施した後は、次の事項を記録し、確実に保存しましょう。

（1）洗い出した作業
（2）特定した危険性又は有害性
（3）見積もったリスク
（4）設定したリスク低減措置の優先度
（5）実施したリスク低減措置の内容

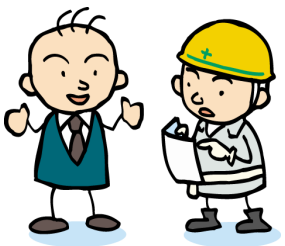

また、リスクアセスメントの手順、基準等の見直しを定期的に行いましょう。

リスクアセスメント等の関連資料、教材等については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考としてください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html

リスクアセスメント等に関するお問い合わせ等は、
島根労働局労働基準部安全衛生課、又は松江、出雲、浜田、益田の各労働基準監督署へご照会ください。

危険予知（ＫＹ）活動との違い

ＫＹ 活動もリスクアセスメントと同じく災害防止対策のための予防的手段として事業場で広く活用されています。

ＫＹ 活動は、その日その日、現場で作業を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を作業者がお互いに出し合い、話し合って共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、作業の要所要所で指差呼称を行って安全を確認してから行動する活動です。つまり、日々実践することにより作業者のリスクに対する感受性を鍛え、リスクを回避することで労働災害を生じないようにする活動です。

一方、リスクアセスメントは、職場のリスクを定量的に見積もり、対策の優先度を決め、リスク低減措置としてリスクそのもの（機械設備や化学物質等）の除去や低減、適切なマニュアルの作成、保護具の使用などの措置を管理者や経営層を含めて検討し、措置を実施することで労働災害が生じないようにする取り組みです。

リスクアセスメントとＫＹ活動を一体的に活用すると、より一層有効なものとなります。

平成２２年３月作成